

## 健康保険の被扶養者収入確認について(令和 6 年度)

被扶養者の資格確認については、年に一度確認事務が義務付けられております。

配付した「健康保険 被保険者・被扶養者 調査表」に必要事項を記入し提出してください。

**尚、所得の有無にかかわらず、市区町村の課税・所得証明書の提出は不要といたします。**

また、生計維持関係調査票がある方は「調査表」にホチキスでとめて提出してください。

当健保の HP(お知らせ)  
にも掲載しています。



### 【 被扶養者認定の基準について 】

被扶養者の認定には「主として被保険者に生計を維持されている」ことが必要です。

「主として被保険者に生計を維持されている」状態かどうか、この調査表により判断をします。

被扶養者の認定の可否については、具体的事実を照らし、保険者が判断することとなります。

#### ●調査表に記載の方のみについてご提出ください。

今年度、子供は調査対象外です。(孫、甥、姪等は対象とする)

#### ●訂正欄・扶養控除申告の書き方

住所、氏名、同居・別居、など記載事項を確認のうえ、異なる場合は訂正欄に記入をしてください。

『扶養控除申告 有・無』は税法上の扶養控除を受けている場合は有になります。

#### ●間違いやすい事項 (裏面記入上の注意より)

##### 裏面② 『年間収入』

課税・所得証明書に含まれない非課税交通費も収入として含まれます。

##### 裏面④ 『住所』

住民票上の住所と相違がないか確認をしてください。今後、被扶養者が住民票の移動を伴う転居をした場合には「住所変更届」をご提出ください。(届書は人事・総務、もしくは当健保HPから取り寄せ)

#### ●自営業者の認定基準

自営業者とは、他の者からの収入ではなく自己の責任と権限のもと収入を得ることを選択した者であり、継続的に被保険者により生計を維持されているかを判断します。経費については税法上と異なりますのでご注意ください。

#### ●人手不足等による一時的な収入の増加(年間収入 130 万円以上・60 歳以上は 180 万円以上)がある場合には、 「一時的な収入変動に係る事業主の証明書」と雇用契約書(年間収入 130 万円未満の契約)の提出により認定が可能となります。「事業主の証明書」への事業主印は不要です。(年収の壁・支援強化パッケージ)